平成３０年（フ）第７４号
沖縄県国頭郡本部町字新里240―１、住民票上の住所沖縄県中頭郡北中城村字美崎79番地ネプチューンプロムナードＰ―１Ｃ
債務者　有山　健一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　裕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１２２号
新潟市中央区紫竹山１丁目７番20号　紫竹山レジデンス306号
債務者　得能　達哉
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　淳哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目３番５―33号　県住５―303
債務者　西村　正雄
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４６７４号
大阪市西淀川区大和田４丁目12番５号
債務者　石橋健太こと　宋　　健太
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪　裕章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２６号
長崎県南島原市口之津町丙3632番地
債務者　福田　信介
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　哲志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３６号
福岡県行橋市大字草野269番地２　第三清豊苑201
債務者　丸田　正子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
岐阜県揖斐郡池田町六之井810番地の１　ゆいまーるハウスＡ103号
債務者　コスタ　デ　サンタナ　クレベル
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
岐阜県大垣市東町２丁目103番地２
債務者　**﨑**森　大輔
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥23番地26　ハイツ吉祥202
債務者　加藤　　歩
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
愛知県刈谷市寿町４丁目210番地　ヴィヴレＴＯＫＵ103号
債務者　はっぴーどーむこと　越田　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
島根県出雲市芦渡町659番地４
債務者　岸　　翔平
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第３９号
福岡県行橋市西宮市４丁目21番10号　宮市第二団地11号
債務者　谷崎　英雄
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
三重県志摩市大王町船越1250番地８
債務者　山際　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
三重県志摩市大王町船越1250番地８
債務者　山際なつみ
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
福岡県行橋市西宮市２丁目14番13号　清山荘23号
債務者　次松　文江
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
宮城県東松島市野蒜ケ丘２丁目11番地７　市営野蒜ケ丘住宅２―52号室、前住所宮城県東松島市大曲字堺堀80番地　矢本運動公園　応急仮設住宅　20―７号室
債務者　遠藤　　学
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第４１２号
名古屋市昭和区西畑町６番地の２　シャトル誠和202号
債務者　谷村　佳美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部